

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長 林 時彦

市町村名 (市町村コード)	丹波市 ( 28223 )
地域名 (地域内農業集落名)	山南町坂尻 ( 坂尻 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 6 月 21 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・若松の時期、雇用の確保が難しい。
- ・若松は機械化が難しい。
- ・連作障害で栽培し難くなった。
- ・農地、農道の排水路の整備が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 【該当する項目に☑を記載】
- ①当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。
  - ②当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。
  - ③地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
  - ④新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
  - ⑤農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
  - ⑥施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
  - ⑦農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう、必要な条件整備を実施する。
  - ⑧農地の効率的かつ総合的な利用を図るため貸借相談等を行う部署を設ける。
  - ⑨多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止)
  - ⑩その他(現在、特産である若松栽培により適正に管理され、今後も認定農業者、認定新規就農者が農地管理を行う)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 【該当する項目に☑を記載】
- ①農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域のみと位置づける。
  - ②上記、農地を農業上の利用が行われる区域と、林地周辺等にある農地は保全・林地化・放牧・鳥獣緩衝地帯等を行う区域とに位置づける。
  - ③その他( )

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	
【該当する項目に☑を記載】	
<input checked="" type="checkbox"/> ①農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。	
<input type="checkbox"/> ②その他( )	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
【該当する項目に☑を記載】	
<input checked="" type="checkbox"/> ①農地中間管理機構を活用して、担い手等の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。	
<input type="checkbox"/> ②その他( )	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
【該当する項目に☑を記載】	
<input type="checkbox"/> ①地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。	
<input type="checkbox"/> ②担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を( )年度までに実施する。	
<input checked="" type="checkbox"/> ③現在、基盤整備事業は考えていない。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
【該当する項目に☑を記載】	
<input type="checkbox"/> ①関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。	
<input checked="" type="checkbox"/> ②農地の貸し借り、斡旋等の相談から定着までを行う機能を構築する。	
<input type="checkbox"/> ③その他( )	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
【該当する項目に☑を記載】	
<input type="checkbox"/> ①水稻栽培に関しては設備投資を抑えるため、地区内の営農組織に依頼する。	
<input type="checkbox"/> ②水稻以外の農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業者へ作業委託する。	
<input type="checkbox"/> ③遊休農地の発生を防止するため、作業遅れ等発生する場合は極力農業支援サービス事業者へ作業委託する。	
<input checked="" type="checkbox"/> ④その他( 当地区は土地利用型農業ではなく、又、特殊な作業が多く、個々で農地管理を行っている。 )	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦当地区は農地面積の9割が畑という非常に特異な地区で、花き花木(主に若松)で適正な農地管理がなされており、耕作出来なくなる農地は、圃場近辺の担い手に斡旋し農地管理を行っている。  
 ⑩若松種子確保が不安定な中、今後産地として安定した栽培を継続させるため、外部からの確保に加え地区内による確保を検討して行く。